

食 品 安 全 委 員 会 企 画 専 門 調 査 会

第 12 回 会 合 議 事 録

1 . 日 時 平成 17 年 11 月 7 日 (月) 10:00 ~ 11:52

2 . 場 所 食 品 安 全 委 員 会 大 会 議 室

3 . 議 事

(1) 寺田委員長挨拶

(2) 専門委員の紹介

(3) 専門調査会の運営等について

(4) 座長の選出

(5) 委員会自らの判断により食品健康影響評価を行うべき対象の点検・検討について

(6) 平成 17 年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について

(7) 食品安全委員会における情報収集及び提供の流れについて

(8) その他

4 . 出 席 者

(専門委員)

富永座長、市川専門委員、伊藤専門委員、近藤専門委員、佐々木専門委員、
澤田専門委員、鋤柄専門委員、武見専門委員、土屋専門委員、西脇専門委員、
福土専門委員、宮脇専門委員、山根専門委員、山本専門委員、渡邊専門委員

(参考人)

服部専門参考人

(食品安全委員会委員)

寺田委員長、寺尾委員、小泉委員、坂本委員、見上委員

(事務局)

齊藤事務局長、一色事務局次長、小木津総務課長、國枝評価課長、吉岡勧告広報課長、
境情報・緊急事態対応課長、西郷リスクコミュニケーション官

5．配布資料

- 資料 1 専門委員職務関係資料
- 資料 2 平成 17 年度自ら評価案件決定までのフロー
- 資料 3 <平成 17 年度> 食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う
案件の候補について（検討資料）
- 資料 4 平成 17 年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について
- 資料 5 食品安全委員会における情報収集及び提供の流れ
- 参考資料 1 企画専門調査会に当面調査審議を求める事項
- 参考資料 2 平成 17 年度食品安全委員会運営計画

6．議事内容

○ 小木津総務課長 それでは、皆さんおそろいでございますので、ただいまから第 12 回「企画専門調査会」を開催いたします。私、総務課長の小木津と申しますが、今回、座長が選出されるまでの間、しばらく私が議事を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、初めに本日席上に配布しております、資料の御確認をお願いしたいと思います。
本日の資料は 5 点、そして参考資料が 2 点でございます。

まず議事次第をめぐっていただきますと、1 つ目の資料が「専門委員職務関係資料」でございます。結構厚みのある資料でございます。

資料 2「平成 17 年度自ら評価案件決定までのフロー」という表題が付いておりますものでございます。

資料 3「<平成 17 年度> 食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補について（検討資料）」というものでございます。

資料 4「平成 17 年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について」というものでございます。

資料 5「食品安全委員会における情報収集及び提供の流れ」というカラーの資料がございます。

そして、参考資料が 2 点ございます。

参考資料 1「企画専門調査会に当面調査審議を求める事項」というものでございます。

参考資料 2「平成 17 年度食品安全委員会運営計画」というものを用意させていただきます。

した。

資料の過不足等ございませんでしょうか。

それでは、次にこのたび 10 月 1 日付けをもちまして、各専門調査会の専門委員の改選が行われました。本日は「企画専門調査会」として改選後の最初の会合に当たりますので、まず初めに寺田食品安全委員会委員長よりごあいさつがございます。

○寺田委員長 おはようございます。寺田でございます。このたび「食品安全委員会企画専門調査会」の専門委員の御就任をお受けくださいます、大変ありがたく思っております。

小泉内閣総理大臣より、私ども委員会の専門調査会の専門委員に任命されまして、私が「企画専門調査会」に指名させていただきました。よろしくお願いいたします。

辞令に関しましては、お手元の封筒の中に入っているはずでございます。よろしくお願いいたします。

今までやってこられた方が大部分なので御存じだと思いますけれども、この「食品安全委員会」は、平成 15 年 7 月からスタートいたしまして、この「企画専門調査会」は 9 月 16 日が第 1 回の会合で、今回を入れて 12 回の会合をしていただいております。

ようやく立ち上がりのところから、これからいよいよ並行飛行といいますか、一番難しい時代にやってきて、最初は大体目的がはっきりしていましたが、組織の一番大事なところがメンテしながらよくしていくということで、非常に大事なときに来たと思います。

この「企画専門調査会」では、まず基本的事項をつくっていただきまして、それが閣議決定したもので、これは平成 16 年の初めだったと思います。食品安全基本法の実施に当たって、非常に大事な骨格を付ける基本的事項をつくっていただいたわけです。

それから、私どもの委員会のいろんな年間行事、あるいはその運営に関しまして審議をいただき、また自ら評価をする項目につきまして審議をしていただいております。言わば、私たち委員のお目付役のような感じと私個人的には思っております、是非よろしくお願いいたしますと思っております。

幸いこの専門調査会は、学識経験者のみならず、マスメディアの方、消費者団体、あるいは生産者の方、流通者の方、いろんな方が入っております、私どもの委員会そのものは科学的な評価をするというところで、1つの線が入っておりますけれども、国民広くから御意見をいろいろいただくという意味で、この委員会は非常に大切な役割を担っているものと思っております。今後ともよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが私のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

ました。

○ 小木津総務課長 ありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきます。議事の２つ目にございます「（２）専門委員の紹介」に移らせていただきたいと思います。今回「企画専門調査会」の専門委員に御就任いただいた方を、私の方からお名前だけ 50 音順に御紹介させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、今回新たに就任されます方には、抱負を含めまして、簡単に自己紹介をお願いできればと存じます。

それでは、まず、市川まりこ専門委員、新任の委員でございます。公募によって選任された専門委員でございます。よろしくお願いいたします。

○ 市川専門委員 皆様おはようございます。公募委員の市川でございます。私は臨床検査技師をしております。普段は顕微鏡を見ながら人の細胞を見ています。３人の子どもがおりまして、毎日買い物しながら、食べ物のことについては以前から関心を持ってまいりました。

また、仕事をする立場としての目とか、家族を持つ親としての目とか、またいろいろな複眼的な目を持ってこの「食品安全委員会」の皆様方と一緒に、日本の食の安心・安全というところに力を出していけたらと思っております。

微力ではございますが、よろしくお願いいたします。身が引き締まる思いでここに来ております。よろしくお願いいたします。

○ 小木津総務課長 ありがとうございます。

続きまして、再任の専門委員を御紹介いたします。伊藤正史専門委員。

近藤信雄専門委員。

佐々木珠美専門委員。

澤田純一専門委員。

続きまして、公募による新任の専門委員でございます。鋤柄恵子専門委員。

○ 鋤柄専門委員 おはようございます、鋤柄でございます。このたび、公募委員として採用されました。私、現在ＪＡ（農協協同組合）関係の家畜診療所で、採卵鶏（レイヤー）専門の臨床獣医師として働いております。しかし、ここでは家庭の主婦としての考えをまとめていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○ 小木津総務課長 ありがとうございます。

続きまして、武見ゆかり専門委員。

土屋隆専門委員。

富永祐民専門委員。

続きまして、新任の委員でございます。西脇徹専門委員。

○西脇専門委員 おはようございます。御紹介に預かりました、西脇です。労働界代表ということで、フード連合の方からこちらの方に参加させていただいておりますけれども、昨今の食の安心・安全ということに関しましては、私自身は味の素の労働組合の方から来ておりますけれども、メーカーとしての責任、それに対する組合機能としての責任、特にこの場につきましては、食の安心・安全で言えば、安心の気持ち的な部分が非常に大事な部分になる論議の場だと思っております。素人の部分が多々ありますけれども、私自身がしっかり理解して、私自身の口で伝えていける、そういうところを大事にしながら、この委員会で発言等をさせていただきたいと思っております。

何とぞよろしくお願いいたします。

○小木津総務課長 ありがとうございます。

続きまして、福士千恵子専門委員です。

続きまして、新任の専門委員でございます。宮脇真弓でございます。

○宮脇専門委員 こんにちは、宮脇でございます。立場は農業という立場で出席させていただいております。

昨日の夜、民放のテレビで映ったかと思うんですが、高知県の四万十川沿いで、まさに川が見えるところでイチゴをつくりながら農業をして暮らしております。本当に普段は家族だけにしか会わないような日もあるぐらいの山間地ですが、私の所属しておりますＪＡの女性部は、全国では100万人をちょっと切るぐらいの部員がおりまして、みんなが農協を中心にやっておりますので、そういうたくさんの方々の中からあなたが行きなさいと言われたのは、私に対する期待度というのがすごくあったかと思うんですが、そういうことも踏まえまして、すごく責任を感じながら一生懸命皆さんとともに、お役に立てることは言えないと思うんですが、勉強してなるべく頑張りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○小木津総務課長 ありがとうございます。

続きまして、山本宏樹専門委員。

○山本専門委員 山本でございます。よろしくお願いいたします。

○小木津総務課長 ご説明が前後してしまいましたが、続きまして、新任の専門委員でございますが、山根香織専門委員。

○山根専門委員 このたび、和田の後を受けまして、この委員会に参加させていただくこととなりました、主婦連合会の山根と申します。よろしくお願いいたします。

消費者の役割ということで、食の知識を深めて意見を表明するというふうに法律の方にも書かれていると思いますけれども、まだまだたくさんの情報に混乱することが多くて、またリスクというものの考え方にも、まだまだなじみが浅くて、難しいところが多くて混乱している消費者が多いと感じております。

私自身も、専門的な知識は持ち合わせておりませんし、はなはだ心もとないところも多いんですけれども、消費者の代表として精一杯努めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○小木津総務課長 ありがとうございます。

続きまして、渡邊治雄専門委員でございます。

本日は、御都合により御出席いただいておりますが、もうお一人、飯島康典専門委員が再任されておりますので、御報告させていただきます。

専門委員の皆様方には、平成 17 年 10 月 1 日から平成 19 年 9 月 30 日までの 2 年間の任期となっておりますので、これからもよろしくお願いいたします。

なお、本専門調査会には、委員会の担当委員として、寺尾委員長代理、坂本委員が引き続き審議に参加していただくことになっております。

また、本日は小泉委員、見上委員にも御出席いただいております。

それでは、次の議事でございますが「（３）専門委員会の運営等について」でございます。お手元の資料 1「専門委員職務関係資料」というものをお開きいただきたいと思います。この場では簡単に御紹介させていただきますが、後ほど詳細に文章を確認していただければと思います。

まず、目次を開いていただきますでしょうか。食品安全基本法に始まりまして、幾つかの専門委員に関わる事項について整理したものでございます。簡単にポイントだけ御紹介させていただきます。

まず、１ページでございますが「１ 食品安全基本法について」、この法律は「食品安全委員会」の業務とか組織等を規定している法律でありますし、その基本理念として国民の健康の保護を最重要の理念として掲げている法律でございます。

この１ページの下の方でございますが、この法律の特色といたしまして、食品安全行政の中にリスク分析手法を導入しているというのが特徴でございます。リスク分析手法と申しますのは、食品安全行政の基になる考え方として、科学に基づく食品健康評価、リスク

評価を実施して、それに基づいて施策が展開されるということでございます。

3 ページを開いていただきたいと思います。3 ページの方に食品健康影響評価の結果に基づいて施策の策定ということがございます。食品健康影響評価を「食品安全委員会」が行い、それに基づいてリスク管理官庁であります、厚生労働省、農林水産省等が施策を展開していくという仕組みになっております。

続きまして、4 ページをお開きいただきたいと思います。当委員会の所掌事務を法律上整理したものでございます。法律がちょっと難しめになっておりますので、5 ページの方の解説のところに、4 つの柱の業務から成るということを紹介しております。

1 つ目が、食品健康影響評価の実施でございます。リスク評価というものでございます。

その次に、そのリスク評価に基づいた行政的対応の確保。食品安全行政が、リスク評価の結果に基づいて適切に行われていることを確保するために、関係府省、リスク管理機関に対しまして、勧告とか、意見とか、そういったものを提出するというようなことがございます。

また、3 つ目が、リスクコミュニケーションの推進ということでございます。リスク分析手法という考え方の中には、リスク評価、そしてそれに基づくリスク管理の措置について、国民に十分な理解を得て進めていくというのが非常に重要になっておりますが、そのための関係者間の意見交換等をリスクコミュニケーションと呼んでおりますが、この推進というのが委員会の1 つの仕事の柱でございます。

また、食品安全行政全般についての意見具申ということでございます。先ほど委員長から御紹介がありましたけれども、食品安全基本法に基づきます閣議決定であります、基本的事項を定めるに当たって、総理大臣に意見を提出するという役割でございます。

また、重要施策に関しましては、調査審議をしていく。必要に応じて意見等を言うというような役割を担っているところでございます。

続きまして、8 ページを開いていただきたいと思います。5 のところが、専門委員に関わる基本法の定めでございます。36 条にその定めがございますが、専門委員は専門の事項を調査審議させるために、専門委員を置くことができるという根拠に基づいて設置されているものでございます。

そして、その2 項のところがございますが、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命するという定めになっております。

また、9 ページの方でございますが、4 で専門委員は非常勤とするということになっております。

続きまして 10 ページ、これは先ほど申しましたリスク分析手法を、組織上どういうふう
に実現しているかということをもとめたものでございまして、「食品安全委員会」は厚生
労働省、農林水産省から評価の要請を受け、それに対して評価結果を通知する。それで、
適切に行われていない場合は勧告等を行うという権限があるところでございます。

続きまして、11 ページが基本的事項というもののポイントだけを抜粋したものでござい
ます。細かい内容は省略させていただきます。

続きまして、12 ページからでございますが、専門事項を調査審議するというのが、専門
調査会の役割でございますが、その一つ重要なところとして、第 1 と書いてございますが
「食品健康影響評価に関する調査審議の手順」ということでございます。多くはリスク管
理を目的としたいろいろな分野ごとの専門調査会が該当するわけでございますが、リスク
管理機関から諮問を受け、「食品安全委員会」はその諮問の内容について説明を受けた後
審議を行った上、それぞれ担当する専門調査会に対して調査審議を依頼するということにな
ります。

「企画専門調査会」の場合でございますと、直接のリスク評価ということではなくて、
例えば、運営計画の策定とか、先ほどの基本的事項の話とか、あるいは後ほど御議論いた
だきます、自ら評価を行う案件の候補の選定、これなどについて調査審議を行うというこ
とになっております。

続きまして、第 2 のところでございますが、運営の一般原則です。これは運営規定の方
に定めがあるので、後ほど御確認いただきたいと思いますと思いますが、そのポイントはまず専門委
員はどこに所属するかということは、委員長が指名するという形式を取っております。

専門調査会には座長を置き、互選によって選任することになっております。

座長は会議の議長となるということでございます。

座長に事故があるときに備えての職務を代理する者、座長代理を指名することができる
ことにされております。

続きまして、第 3 ですが、調査審議に当たって特に留意すべき事項ということですが、
1 の方は直接リスク評価を行う専門調査会に該当するわけなんです、特別の利害関係を
有する案件が個別に係った場合には除斥するという扱いがございまして。

2 番目でございますが、これはすべての専門調査会共通でございます。調査審議の公開
を徹底させていただいております。まず、通常の会合自体が公開されるということ、そし
て会議、議事録、提出資料についても特段個人の秘密とか、企業の利益等々に不利益にな
らないという範囲では、原則として公開されることになってございます。

続きまして、15 ページを一部確認していただきたいんですが、第 2 条に専門調査会の種類が定めてありますが、「企画専門調査会」につきましては、第 3 条の方に所掌事務が書いてございます。「企画専門調査会」は、「食品安全委員会」の活動に関する年間計画、基本的事項等を調査審議することによってございます。

そしてこれ以外に、17 ページの別表にありますように、各分野におきましてリスク管理を行う専門調査会が 13 ございます。「企画専門調査会」を始め、横断的な専門調査会が 3 つございますので、全体で 16 の専門調査会が存在しております。

続きまして、20 ページをお開きいただきたいと思います。専門調査会の調査審議以外の業務で、いろいろと御協力をいただいている点がございます。

その第 1 点目がリスクコミュニケーションでございます。意見交換会などの場に専門委員が御参画いただくということがあります。

また、食品安全モニター会議におきまして、御講演等をいただくという実績がございます。

21 ページでございますが、国際リスク評価機関等の会合を始めとした国際会合への御出席をいただいている場合がございます。その実績を整理してございます。

その下でございますが、後ほど若干御紹介いたしますが「食品健康影響評価技術研究運営委員会」というものが設置されておりまして、これは競争的資金の制度でございますが、評価のための技術研究を実施しておりますが、その運営委員会に所属していただいている専門委員がございます。

「企画専門調査会」からは、佐々木珠美専門委員に御参画いただいております。

続きまして、22 ページでございますが、調査審議している内容が非常に国政上関心の高い事項でありますと、国会への参考人召致ということで、専門委員が国会で御説明をしていただくという場面がございます。

続きまして、23 ページでございますが「4 専門委員の服務について」です。繰り返しになりますが、専門委員は非常勤の国家公務員でございます。従いまして、全体として専門委員は国家公務員であるということで、国民全体の奉仕者であって、一部の利益を代表するようなことがあってはならない。あくまで、この専門委員としての立場を務められるときということでございます。

また同時に、専門調査会での審議につきましては、法令、あるいは「食品安全委員会」または委員長からの指示に従って調査審議を行っていただくということがございます。

またその下でございますが、専門委員としてサボタージュ、その他の争議行為等は禁止

されているということであります。こうしたケースはほぼあり得ないと思います。

その次の 24 ページでございますが「4 信用失墜行為の禁止（法第 99 条）」ということで、飲酒運転等々、国民の信用を損なうような行為は禁止されております。

その下でございますが、秘密を守る義務ということでございます、専門調査会の会議自体は公開で行われておりますが、その会議の前に事前に資料等が外部に漏れることによって、例えば、円滑な審議の妨げになるとか、国際的な利益を損なうとか、あるいは個人情報とか、知的財産権等に関わるものについては、守秘義務が課せられるということでございます。

その下でございますが「6 職務に専念する義務（法第 101 条）」ということでございます。専門調査会の開催、あるいはその打ち合わせは、その職務に専念していただくということでございます。また、懲戒処分の対象、形式上そういうふうになり得るということでもあります。

その下を書いてございますが、専門調査会以外の場で専門委員としての立場からではなく、一専門家として食品安全に関わるような個人的見解を公表すること、これが直ちに職務に違反するということではございません。ただ、この場合には「食品安全委員会」の見解ではなく、個人の見解であるということを明確にさせていただくことが必要になってくると思っております。

続きまして、27 ページでございます。食品健康影響評価、リスク評価推進のための研究制度が 17 年度から開始されております。専門委員の中には、専門領域で応募される方もおりますので、御参考までに付けさせていただきます。

また、後ほど御紹介させていただくことになると思いますが、29 ページの「食品安全総合情報システム」、これは食品安全関係の情報データベースでございます。この構築を、今、急いでいるところでございます。

そして最後になりますが、32 ページ、これは後ほどいろいろ事務局等に問い合わせをいただく際には、事務局組織がどうなっているかということの参考に整理させていただいております。この「企画専門調査会」は、総務課が担当しております、よろしくお願いいたします。

以上、駆け足でございましたが、専門委員の職務に関する内容について御紹介いたしました。後ほど、この内容について御確認いただいて、専門委員をお務めいただければと思います。

次の議事に移らせていただきます。「（4）座長の選出」についてでございますが、運

営規程の第2条第3項によりまして、専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任することとされております。

専門委員の皆様方、いかがでしょうか。

どうぞ。

○澤田専門委員 言わずもがなとは思いますが、富永先生に引き続きまして座長をお願いできましたら、最もよろしいかと存じますので、先生を御推薦申し上げます。

○小木津総務課長 ほかにございますでしょうか。

澤田専門委員より、富永専門委員を座長に御推薦されるという御発言がございましたが、ほかの専門委員の皆様方、いかがでございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○小木津総務課長 ありがとうございます。

それでは、御賛同いただきましたので、座長に富永先生が互選されました。それでは、富永専門委員、座長席にお移りいただきたいと思います。

(富永専門委員、座長席へ移動)

○小木津総務課長 早速でございますが、富永座長から一言ごあいさついただければと思います。

○富永座長 皆様方の御推挙によりまして、再び座長に就任させていただくことになりました。この「企画専門調査会」は、いろいろな立場、組織の方のお集まりでございまして、その結果、意見、考え方が相当変わっている場合がございます、座長としまして統一見解を導く、あるいは結論を得るのにとときどき苦慮しておりますが、できるだけフェアに仕事をさせていただきたいと思いますので、各委員の皆様方におかれましても、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

また、事務局の方々にも御協力いただきますように、お願いいたします。

○小木津総務課長 ありがとうございます。それでは、これ以降の議事の進行を、富永座長にお願いいたします。

○富永座長 それでは、議事の進行を引き継がさせていただきますが、その前に私から2点提案させていただきます。

まず初めの提案は、食品安全委員会専門調査会運営規程第2条第5項に、座長に事故があるときは当該専門調査会に属する専門委員のうちから、座長があらかじめ指名する者がその職務を代理するとあります。

したがって、私から座長代理として、引き続きまして福士専門委員にお願いしたい

と思いますので、よろしくお願いいたします。

○ 福土専門委員 よろしく願いいたします。

○ 富永座長 それでは、皆様から御了承いただきました。ありがとうございました。

福土専門委員、何か一言、よろしかったらどうぞ。

○ 福土専門委員 富永座長が皆勤でいらっしゃいますので、ほとんど座長代理としての仕事は前回もございましたけれども、富永座長おっしゃったように、いろいろな立場の方がいらっしゃる調査会で大変勉強させていただくことが多く、これからもどうもよろしくお願い申し上げます。

○ 富永座長 ありがとうございました。

もう一点お諮りしたい点は、当専門調査会は「食品安全委員会」の運営方針や基本的事項など、非常に多岐に渡る事項を調査審議するものでありますので、16名の専門委員だけではカバーできない点もございます。特に食品の安全性について議論する上で、農業、あるいは飼料添加物などの生産資材が非常に重要であることを考えますと、生産資材に関し専門的知見を有する方にも、当専門調査会に御参加いただくのがよろしいかと思えます。

そこで、生産資材に関し、専門的知見を有する方といたしまして、日本曹達株式会社で、農業化学品事業部農業化学品登録グループのグループリーダーをされている、服部光雄様を今後専門参考人として、当専門調査会に御出席いただきたいと考えております。

御了承いただけますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○ 富永座長 それでは、服部専門参考人、どうか席にお移りくださいませ。

(服部専門参考人、専門参考人席へ移動)

○ 富永座長 ありがとうございました。

それでは、引き続き今日の議題に入らせていただきます。本年度の「食品安全委員会」におきまして、自ら評価を行う案件が決定されるまでの進め方につきまして、今回初めての方もいらっしゃいますので、「企画専門調査会」の資料に盛り込むべき事項、及び「企画専門調査会」における評価対象候補の選定の考え方について、事務局から御説明いただきます。

○ 小木津総務課長 承知しました。それでは、資料2に基づきまして、改めて御説明をさせていただきます。

1枚目の資料が「平成17年度自ら評価案件の決定までのフロー」という資料でございます。この資料の中で、日時が打ってありますが、9月1日、前回の「企画専門調査会」で

ございますが、こちらで前年度の自ら評価のフローアップと、今年の評価案件の候補を、優先度を考慮して絞り込む作業をお願いしたところでございます。

結果といたしまして、今日御紹介します4案件に絞られているところでございます。

その後、さまざまな観点、例えば、リスク管理措置がどのように行われているか、評価するとすれば、どのようなことが考えられるのかという辺りを、資料としてとりまとめまして、今回お示しすることになっております。

本日、11月7日でございますが、この資料では一番真ん中に書いてあります。企画専門調査会における審議の手順に入っているところでございます。今日、更に優先度を考慮していただきまして、4案件からの絞り込みを更にお願ひするということと併せまして、17年度の運営計画の実施状況の中間報告、これも議事としてかかっているところでございます。

ここで絞り込みを行っていただいた案件につきましては、更に資料を事務局の方で整理いたしまして、ある程度日を置いてから開催されます、「食品安全委員会」においての審議にかけるということでございます。ここで本来の自ら評価の案件として着手する案件、ファクトシートなどの形で事実関係を整理して公表する案件、あるいは引き続き情報収集を継続していく案件等と扱いが決まるわけでございます。

続きまして、次のページを開いていただきたいと思います。こちらの方は、既に9月1日の時点で事務局から提出させていただいて資料の整理の考え方でございます。まず、その情報源でございますが、1つは国内外の関係機関とかマスメディア等から収集・整理した危害情報において、まだリスク評価が行われていないもの等々の基準に該当するもの、ただリスク管理機関において所要の管理措置が講じられているような場合は除きますけれども、こういったグループが1つと。

2つ目のグループとしまして、食の安全ダイヤル、食品安全モニター等の報告から情報が上がってきたものでございます。こちらで評価を要請しているものであって、食品健康影響評価がまだ行われていないものということで、ただし書きにもございますが、その中で具体的な出所とか根拠が不明であるもの、これは除いておりますが、こういったグループからの資料でございます。

また、3番目のグループといたしまして、委員会に要望書等で評価要請を行っているようなものでございます。これについても、具体的な出所根拠等を精査させていただいた上で、資料として提出させていただいたところでございます。

今後、この「企画専門調査会」で候補の絞り込みをする上で、優先度合をどのように考

えるかということで、これも委員会の決定で整理された観点が3つございます

1つは、国民の健康への影響が大きいと考えられる案件。

2つ目が、危害要因等の把握の必要性が非常に強い、高いと思われる案件。

3つ目が、評価ニーズが特に高いと判断される案件というような観点でございます。

最後の資料、これはより具体的にリスク管理機関で対応が行われているという場合の考え方ですが、近い将来対応が行われるような案件については、それを待つ、自ら評価の案件にしないということでございます。

ただ、情報が少ないとか、多いということは必ずしも候補としての考え方には影響せずに、その場合には情報が十分存在しておれば、ファクトシートのような形にもなりますし、それを元にリスク評価を行うということも可能ですし、足りなければ調査事業等で調査を継続することになるわけでございます。

以上が、前もって頭に入れていただきたい自ら評価案件の候補の絞り込みに関する事実関係でございます。

よろしくお願いいたします。

○富永座長 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました内容、または記載事項について、何か御質問、御意見ございますでしょうか。

初めて委員になられました方々も、先ほどの資料をまた後でよくお読みくださいますようにお願いします。

それでは、特に御質問もないようでございますから、次に移らせていただきます。

続きまして、資料3に基づいて、事務局が用意しました案件の候補につきまして、御説明いただきたいと思います。

○境情報・緊急時対応課長 10月1日付けで、情報・緊急時対応課長を拝命いたしました、境でございます。よろしくお願いいたします。

前回、自ら行う食品健康影響評価を行う案件につきましては、4点に絞られております。これらにつきまして、リスク管理機関に御説明しますとともに、現状のリスク管理措置について調査をいただき、改めて評価する視点を考慮した上で、この資料3にまとめさせていただいておりますので、簡単に御説明をさせていただきます。

4点ございますが、まず初めが「動物用医薬品に関する食品健康影響評価」ということで、成長ホルモン剤、成長促進剤ということであります。英語では、グロスホルモンということで成長と使っておりますが、中身としましては、いわゆる成長ホルモンという、肥育目的で使われるものであります。

「リスク管理の現状等」でございますが、 にありますように、まず天然型、それからもう一つ合成型とあるわけでございますが、天然型につきましては、国内あるいは国際機関におきまして、これを使用しても基本的には生理的な変動の範囲内に残留はとどまるという評価がございまして、我が国で厚生労働省等が調査をしました結果につきましても、国産の牛肉、あるいは輸入品とともに、生理的な範囲内にとどまっている。あるいは国産の粉乳、外国産の粉乳につきましても、同様な結果が得られております。

にございますが、天然型のホルモン以外の合成型の成長ホルモン、これは酢酸トレンボロン及びゼラノールがあるわけでございますが、これにつきましては、既に食品衛生法に基づきまして、コーデックスなどの基準も参考にしながら、既に残留基準値が設定されております。

また、メレンゲストロールアセテートにつきましては、現在コーデックス委員会で審議中ということであります。

それから、こういった肥育ホルモン、成長ホルモンでございますが、これにつきましては日本国内では動物用医薬品として、かつては承認、使用されておりましたが、現在はいずれも承認が取り消しといえますか、辞退をされておまして、現在は国内での使用はございません。

それから、 の米国、豪州等では、天然型、合成型が使われておりますけれども、天然型につきましては、先ほど申し上げましたように、生理的な範囲内にとどまるというための基準が設けられているわけでございます。

の欧州では、成長ホルモン剤の使用は認められておりません。また、御承知のとおり、1989年以降、こういった成長ホルモンを使用した牛肉というのは認められておりませんで、アメリカとの間での貿易問題が生じているということでございます。

次の方の評価を行う上での留意事項でございますけれども、天然型につきましては、先ほど御説明しましたように、広く牛肉とか畜産物の中に入っているという、生理的範囲内にとどまっております。

こういったものでございますので、適正使用が図られる限り、特に問題はないと考えております。

合成型につきましては、2品目につきましては、我が国で残留基準値が設定されております。

それから、 でございますけれども、昨年12月16日の第74回の食品安全委員会会合におきまして、この成長ホルモンにつきましては、当面評価案件とはせずに情報収集等を継

続実施するということで、新たに国内で動物用医薬品としての承認、申請がなされれば、その承認に先立って評価を行う考え方になっております。

右側に具体的なデータがございますが、我が国では酢酸トレンボロンとゼラノールにつきまして、食品衛生法に基づきまして、このような残留基準値が定められております。

の諸外国でございますけれども、米国、豪州におきましては、天然型、それから合成型の使用が認められておりまして、合成型におきましては、記載のような使用基準、残留基準値が定められております。

次に２ページ目にまいりまして、次の案件として「メキシコ、チリ、中国産牛肉等に係る食品健康影響評価について」でございます。まず、国内の状況でございますけれども、の食品衛生法、これにつきましては、ＢＳＥ発生国からの牛肉等の輸入につきましては、禁じられております。

また、すべての国からのＳＲＭの輸入を自粛するよう要請しておるところであります。

の家畜伝染病予防法、これは農水省でございますが、家伝法によりましては、ＢＳＥ発生国からの偶蹄類、その肉等についての輸入禁止措置が講じられておりますし、ＢＳＥ未発生国も含めて、肉骨粉等の輸入は全面的に停止している状況でございます。

（２）のメキシコでございますが、これはＥＵ等が行った評価を参考にしております。

まず、特定危険部位（ＳＲＭ）の除去でございますが、これについての禁止令はございませんで、通常、人の食用として消費されるということですが、フィードチェーンには入っていないと考えております。

が、具体的な飼料規制（フィードバン）でございますが、２０００年１０月から反芻動物への反芻動物由来肉骨粉の給餌は禁止されております。

が、ＢＳＥ検査でございますが、１９９６年後半からアクティブサーベイランスを開始しておりまして、２００３年までに２,０４７頭の検査が実施されております。

次のページにまいりまして、（３）のチリでございますが、チリにつきましても同様にＳＲＭの除去についての禁止令はありませんで、通常食用として使用されております。フィードバンにつきましても、ＯＩＥ等の勧告によりまして、反芻動物由来肉骨粉につきましては、反芻動物への給餌を禁止しております。

で、ＢＳＥ検査につきましては、大部分がパッシブサーベイランスということで、２００２年から若干のアクティブサーベイランスを開始している状況にございます。

（４）は中国でございますが、中国は中国政府関係のウェブサイトからの情報でござい

ます。

で、SRMの除去につきましては、特に規制等はないということでございます。牛の脳などの食習慣はありますけれども、収集、加工する産業システムはないということです。

で、飼料規制につきましては、92年6月から反芻動物由来肉骨粉の反芻動物への給餌は禁止されているということでございますし、2001年3月からは、動物由来肉骨粉の反芻動物への給餌も禁止されております。

BSE検査につきましては、アクティブサーベイランスを行っておりまして、2001年～2003年までに7,267頭の検査が実施されております。

恐縮ですが、前のページに戻っていただきまして、真ん中の留意事項でございます。仮に我が国でリスク評価を行うという場合には、まず生体牛のBSEプリオンの感染率や蓄積量といった蓄積度について、生体牛、肉骨粉、動物性油脂の侵入リスク、あるいは飼料規制、高リスク牛BSE検査等に関するデータに基づき評価する。あるいは食肉のBSEプリオンの汚染率、汚染量といった汚染度につきましては、SRM対策、あるいはスタンピング、ピッシング、脊髄組織の汚染防止対策、と畜検査、トレーサビリティ、こういったデータに基づいて評価することが想定されるわけでありまして。

いずれにしても、こういったデータの収集・整理に当たりましては、リスク管理機関との連携・協力が不可欠であるということで、全面的な協力をお願いしたいと考えております。

に、いわゆるSPS協定ということで、国際的な貿易の約束がございます。これは、OIEが作成いたしました、国際的な基準に基づいた衛生検疫措置を採るということが推奨されておりまして、具体的にはOIEの陸生動物衛生規約に定められておりまして、その中でリスク評価の手法、リスクカテゴリーに応じた輸入条件が規定されております。

でEFSA、ヨーロッパの評価委員会におきましては、こういったOIEの規約に挙げられておりますリスク評価手法を考慮しながら、各国のBSEのリスクを定性的に評価しております。いわゆるGBR評価というものでありまして、それが参考になろうかと思っております。

のリスク評価に当たっては、科学的に不明な点が多いBSEのリスク評価なわけですが、これはなかなか定量的には難しいということで、定性的な手段にならざるを得ないかというふうに考えております。

次のページに、で、米国及びカナダ産の牛肉等のリスク評価につきましては、御承知のとおり、10月31日に「プリオン専門調査会」から評価案が出されておりまして、11月2

日の委員会では了承を得て、現在パブリック・コメントに付している状況でございます。

前のページに戻りまして、具体的なデータでございますけれども、 にございますように、メキシコからは2,700トン、チリからは1,000トン、中国からは22トンという、2004年のデータでございますが、いずれも1%以下ということで、全体の45万トンから見ると非常に少ない状況になっております。

また中国は、口蹄疫発生地域でございますので、加熱処理されたものしか輸入できない形になっております。

のEFSAによりますGBR評価でございますが、GBR評価は ～ までランク付けがしてございますが、メキシコ、チリにつきましては、いずれもレベルIII、中国は評価がなされておられません。

その中身が、下に書いてございまして、レベルIというのは、BSEの臨床症状を示すような牛が、1頭もしくはそれよりいるかどうかということでございますが、その存在の可能性はほとんどないというのが です。

IIが、存在しないようでありますけれども、可能性も否定できない。

IIIが、存在するようであるが確認されていないか、あるいは確認が極めて少ない。日本がこのIIIだったと思います。

IVが、高いレベルで確認されているという状況になっております。

次のページに、こういったGBRレベルによりまして、リスク管理措置が規定されております。レベルIは、いわゆる当該国で生まれた、飼養されたという証明書があればよろしい。レベルII、IIIにつきましては、ガス注入とかピッシングを用いてと殺された牛由来でないとか、機械回収肉が含まれていない。12か月齢以上の頭蓋とか脊柱について、あるいは全月齢からの扁桃、腸管及び腸管膜が除去されることという条件でございます。

レベルIVは、こうしたレベルII、IIIに加えまして、6か月以上の牛につきましては、眼及び三叉神経を含む頭部全体、胸腺、脾臓及び脊髄の除去の条件を追加するということで、牛肉そのものの輸入は全面で禁止されているわけではないということでございます。

次のページにまいりまして、3の「ビタミンAの過剰摂取に関わるリスクアセスメント」でございます。国内の現行規制につきましては、食品衛生法第10条に基づきまして、ビタミンA、ビタミンA脂肪酸エステルが食品添加物として指定されております。

用途としましては、強化剤、使用基準はないということで、成分規格が設定されております。

表示方法につきましては、製剤であります添加物については、成分及び重量パーセント

の表示が義務付けられております。

これまでの経緯が にございますけれども、基本的には成分規格が設定されておりまして、天然品であります、ビタミン A の製剤につきましても、成分規格が適用されております。

また にございますが「日本人の食事摂取基準」がございまして、これにつきましてビタミン A につきましては、目安量、推定平均必要量、推奨量を設定しております。また、栄養摂取量の最大限の量として「上限量」を設定しております。

「いわゆる健康食品の摂取量及び摂取方法等の表示に関する指針について」というものによりまして、1 日当たりの摂取目安量を設定すべきこと、過剰摂取の防止等のため適切な表示をすること等について、自治体を通じ事業者に促しております。

次の 5 ページでございますけれども、 の栄養機能食品につきましては、販売する際の規格基準として上限値、下限値に適合するよう定められております。また、表示を行う場合は、指定された注意喚起表示が義務付けられております。

の動物用飼料添加物でございますが、ビタミン A は飼料安全法に基づきまして、指定がなされておりますが、飼料の添加料に関する規制はございません。ただ「日本飼養標準」という指導基準がございまして、過剰給与した場合の家畜等への影響について記述がなされております。

前のページに戻っていただきまして、留意事項でございますが、国内の状況としましては、平成 15 年国民健康・栄養調査におきまして、ビタミン A の摂取量が示されております。

ビタミン類につきましては、厚生労働省において医薬品としての安全性の評価が行われておりまして、その情報につきましては、ホームページ上に公開がなされております。

(2) の海外の状況でございますが、英国の食品基準庁 (F S A) が 2003 年 (平成 15 年) にビタミン、ミネラルの許容摂取量を発表しております。

また、コーデックスの総会におきましては、ビタミン、ミネラル補助食品のガイドライン案が国際指針として採択されております。

また (3) でございますが、今年 4 月 7 日の「食品安全委員会会合」におきまして、ビタミン類の過剰摂取につきましては、緊急に評価する必要性は低いと判断され、情報収集等を継続実施するということになっております。

右の具体的なデータ等でございますが、先ほどの我が国での調査の結果、日本人のビタミン A 摂取量は男性で 930 μ gRE/day というということになっております。女性は若干低めでございます。

食事摂取基準におきます推奨量と上限値がございまして、18 歳以上では 3,000 μ gRE/day ということになっております。

が、国民栄養調査でございまして、補助食品等から採ることを目的としている栄養素は、男性、女性ともおおむね 3 割前後ということになっておりまして、補助食品等からビタミンを採ると回答した人は少ないという結果になっております。

基準規格が、上限値、下限値が示されております。

また、EU のビタミン A の耐容上限摂取量は、日本と同様なほぼ同じ基準が定められております。

次のページでございしますが、の米国につきましても、同様に耐容上限は 3,000 μ gRE/day となっております。

英国では、その半分の 1,500 が推奨されております。

コーデックスでは、具体的な数値は盛り込まれていないという状況になっております。

次に 6 ページ、4 つ目の案件でございしますが「臭素酸カリウムのリスクアセスメント」ということでございます。

国内の状況でございしますが、食品衛生法第 10 条等によりまして、食品添加物として指定されておりまして、使用基準が設定されております。対象食品はパンに限られております。使用量は臭素酸として小麦粉 1 kg につき 0.03 g。使用制限としましては、最終食品の完成前に分解または除去することということになっております。

のこれまでの経緯ですけれども、1982 年に我が国で発がん性が認められたということから、パンの製造過程で分解することが明らかになったことから、パン以外の使用を禁止しました。パンにつきましても、最終製品には残存させない旨の使用基準を策定しております。

また、2001 年、2002 年の「薬事・食品衛生審議会」に評価を依頼されておりまして、高感度に改良した新たな分析法によって監視等を行うことにより、安全性を確保する上で支障はないとの結論に至っております。2003 年に、新しい食品中の臭素酸カリウム分析法について、都道府県に通知がなされております。

の表示でございしますが、臭素酸カリウムを使用するパンには、当該添加物を使用した旨の表示が行われております。

(2) の海外でございしますが、米国ではパンへの使用は認められておりますが、欧州では使用を禁止しておりますし、また中国でも小麦粉に使用することを禁止しております。

真ん中の留意事項でございしますが、1992 年に遺伝子障害性発がん性物質であると

の結論に達しておりまして、小麦粉への 60ppm 以下の使用であっても、高感度な分析を行うと微量の残留が見られることが明らかになったため、臭素酸カリウムの小麦粉処理剤としての使用は容認できないという評価に、これはWHO / FAO の J E C F A でそういう評価に変更されておりまして、95 年にも再確認がなされております。

(2) が、国際癌研究機関の評価としましては、臭素酸カリウムはグループ 2 B という、ヒトに対して発がん性があるかもしれないという分類になっております。

右の具体的なデータでございますが、実際に国内で使用されているのは 1 社のみでございまして、表示を行って 2004 年から販売が開始されております。厚生労働省で定めました分析法、検出限界 0.5 $\mu\text{g}/\text{kg}$ で残存しないことが確認されております。

の方ですが、米国におきましては、製パン業界が自主的に添加上限量を 50ppm に設定しております。FDA は信頼性の高い残存分析法を開発し、その分析法から得られた結果から法規制が必要かどうか判断することにしております。

以上でございます。

○ 富永座長 どうもありがとうございました。大変詳細かつ的確に御説明いただきました。

本日は、4 つの案件が残っておりますが、これはもともと前回 11 件の課題がございまして、そのうち前回、本日御説明いただいた 4 件に絞ったわけでございます。

その後、更に情報など集めていただきまして、これが資料 3 になっておりまして、先ほど事務局から御説明いただいたとおりでございます。実は、これが最も重要な議題になっておりまして、この 4 課題をどうするかということを、今から審議したいと思います。4 件ございますけれども、1 つずつ順番に検討してまいりたいと思います。

第 1 の、成長ホルモン剤、成長促進剤でございますが、これにつきましては、現時点では国内では動物用医薬品として承認された成長ホルモンがない。国内では使用されていないということです。

それから、国産、あるいは輸入品につきましても、サンプル調査で天然型ホルモンの範囲では特に差がない。したがって、現時点ではリスクはそれほど高いとは言えないというのが総括になると思いますが、これにつきましては、どうぞ忌憚のない御意見をお寄せいただければと思います。

これは、かなりの方が関心をお持ちだと思いますので、まずこれを自ら評価というよりも、既にこれまで得られた情報をきちっと整理しまして、それで Q & A の形にするか。あるいはまとめてファクトシートにするか、そういう形で公表するのが一番妥当ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

どうぞ。

○佐々木委員 佐々木と申します。今の座長の意見に基本的には賛成なんですけれども、実は評価を行う上での留意事項のCのところが気になっておりまして、これは厚生科学研究で天然ホルモンの適正使用範囲であれば害はないということを、科研費でまとめた内容だと思うんですけれども、これはそれ以降公的な評価として発表されているようには聞いておりません。是非このCのところを、平成11年ですからちょっと古くなっておりますので、この後新たな知見が出ていると思いますので、それを追加した上で是非まとめていただきたいと思っております。

というのは、来年から残留農薬ですとか、動物用医薬品のポジティブリストが施行されますけれども、天然のホルモン剤に関しては対象外になっておりまして、実際の使用現場にとってもなかなか目安になるものがないものですから、一応肥育目的では使われないというふうにはなっていますけれども、もし間違えて使ったとしても、安全性はこうなんだという指標を是非発表していただけたらいいなと思いますので、座長のおっしゃったように情報としてまとめて、できればファクトシート以上の扱いにしていいただければいいと思います。

○富永座長 ファクトシート以上の扱いとは、具体的にはどういうことを差しますか。

○佐々木委員 ファクトシートは、ただ事実だけで評価が入ってきませんので、Cの厚生科学研究では問題がないというところまで踏み込んでおりますので、その情報も併せて入れていただければということです。

○富永座長 わかりました。それは、ファクトシートの書き方だと思うんですが、今おっしゃいましたように、その後新たな情報があれば、それも追加して考慮して、なければ将来の情報収集を続けて、現時点で「食品安全委員会」としてはこうだという形でまとめてファクトシートにすればいいと思うんですけれども、これはQ & Aよりファクトシートの方がいいでしょうね。どうでしょうか。

○佐々木委員 Q & Aですと、数値の出し方がかなり雑に。

○富永座長 わかりました。それでは、なるべくファクトシートにして、完全にそれで結論が出ているというわけではなくて、まだ少し調査も必要だという感じでまとめることにしましょうか。

そんなところでよろしいですか。

それでは、成長ホルモン剤、促進剤に関しましては、ファクトシートにしますけれども、先ほど佐々木委員から御指摘がありますように、これで完全にいいというわけではござい

ませんので、そのところも少し考慮して情報収集もした上でファクトシートにまとめたいと思います。

2 番目の「メキシコ、チリ、中国産牛肉等に係る食品健康影響評価について」、これは皆様よく御承知のように、米国及びカナダ産の牛肉、あるいはその内臓などに関しましては、事務局から御説明がございましたように、「食品安全委員会」でも一応見解を示しておりまして、現在パブリック・コメントをまとめているということでございますから、近々結論が出ると思います。

さて、北米の方はそれで結論が得られるとして、あとメキシコ、チリ、中国産などにつきまして、やはり検討した方がいいという御意見がございまして、今回まだ候補に残っております。

幸い、今回は北米産の牛肉の取扱いに関しまして、「プリオン専門調査会」「食品安全委員会」で度重なる議論、情報収集をやっておりまして、相当の経験あるいは情報が蓄積しておりますので、評価の方法、どういう情報が必要か、どういうふうに判断すべきかということを一応整理しまして、それで指針のようなものをつくった上で、メキシコ産、チリ産、中国産の牛肉を一つひとつ討議していったらいいんじゃないかと思います。

前はちょっとわからなかったんですけども、メキシコ産、チリ産、中国産も、少し情報を集めていただいておりますので、この情報収集をやりながら評価の考え方を整理して、まず指針をつくるということが先決ではないかと思います。

それができますと、あと各論になりますので、審議がやりやすくなると思いますし、また北米産等の判断が食い違ってもいけませんので、同じレベルでやるということですね。情報がまだ不足しているかもわかりませんが、当面は情報収集で考え方の整理、指針作成、こんなところでいかがでしょうか。何か御意見ございましたら、どうぞ。

よろしいですか。それでは、そういう形でメキシコ、チリ、中国産牛肉等に係る食品健康影響評価は進めさせていただきます。

どうぞ。

○寺田委員長 こういうリスク評価の、特に B S E に関してのリスク評価のガイドラインができれば大変ありがたいんですけども、これはやっと今までやってきたことが一応まとまった段階で一般的な B S E のガイドラインをつくるということは難しいと思います。

○富永座長 それは、ガイドラインとしてやはり「食品安全委員会」の内部でこれまでの議論を整理しまして、指針のようなものをつくれればいいので、いわゆる大々的なガイドラインではないと思います。指針のようなものです。

○寺田委員長 その指針の意味がよくわからないんですが、私どもどこかにお願いするにしましても、どこでつくって、どういう内容のものがよくわからないんです。

○富永座長 これは、あくまで「食品安全委員会」が内部でつくるものでございます。

○寺田委員長 内部と言いますのは、「プリオン専門調査会」に落とすわけですか。

○富永座長 「プリオン専門調査会」と「食品安全委員会」、それから場合によったらこの「企画専門調査会」と合同作業でかなりの整理はできると思います。

○寺田委員長 おおざっぱな、世界的なことがこういう事実であるとか、G B Rはこういうふうにしてやっていますよということならできますけれども、日本国内の評価の仕方とか、それを外国に合わせるとか、そういうことはとてもじゃないけれども、この委員会ではできない。

○富永座長 そこまでは言ってないんです。今回、判断基準に示しましたので、そこまでいった判断の経過をもう一度振り返って整理すると、整理した結果がガイドラインというのは公的なものかもしれませんが、そうではなくて内部のメモのような形を考えております。よろしいですか。

○寺田委員長 本当のことを言いまして、よろしいとは言い難いところがありますけれども、内容を見て、こういうものでよかろうということを言っていただければいいんですが、ストリクトに指針とか、ストリクトまでいかなくても、広義で国民が、これが指針なんだというようなものをつくるのは、とてもじゃないけれども今の状態では難しい、いろんな情報とか、B S Eの問題自身がわからないところがあるとか、O I Eの動向とか、いろんなことがございます。今の段階ではちょっとそこまでできないので、こういうものではないかがでしょうかというようなものを出してから考えるということで、ガイドラインという枠をはめられますと難しいと思います。

○富永座長 ガイドラインとは一言も言っておりませんで、これまでの考え方を整理しまして、それから整理すればおのずと指針のようなものが見えてくるわけでございまして、そういうことでよろしいですか。

○寺田委員長 わかりました。委員会で検討させていただきます。要するに、これは非常にセンシティブな問題でして、やはり公の場にそういうことが出ますと、「食品安全委員会」がB S Eの評価に関して指針を出すと、あるいは指針に似たようなものを出すとなると相当の影響があると思います。

それに耐えるだけの、今の私どもの委員会の構成としては、構成だけではなくて知識がなかなかできないと思うんです。

国際的にもいろいろ相反する意見がありますので、変に国民へ今以上の混乱を与えるのはよくないと思います。座長のおっしゃることはよくわかりますので、その枠内でつくらせていただくというような方向で検討させていただくと。

○富永座長 最終的には、安全委員会が判断されるわけでございますから。

○寺田委員長 御意志はよくわかりました。

○富永座長 専門調査会としては、今、言ったような形で手続を進めたいと思います。どうぞ。

○山本専門委員 差し当たって、ファクトシートとして今日おまとめいただいたものを出していただくだけでいいんじゃないかと思います。まず、例えば一般的に輸入量がどのくらいあるかといったことも、情報としてほとんど流れていませんし、それからこのレベルがどの辺りにあるんだと、これらの国のレベルがどこだということだけ、まずファクトシートとして出していただいて、こういった情報になるべく広く多くの国民の中に伝えられるということだけつくっていただければ、当分は十分ではないかと思うんですけれども、いかがでございましょうか。

○富永座長 それでは、これまでのデータをきちっとまとめまして。

○寺田委員長 私はそれで結構です。

○富永座長 それでは、もう一度整理します、これまでの考え方を全部整理しまして、ガイドラインということではなくて、考え方を整理するとおのずとどういうふうに判断してきたかがわかると。

そして、一方ではこれまでの情報、事実を整理して、ファクトシートの形で示す。こういうことでよろしいですか。それでは、そうさせていただきます。

次は3番目でございまして「ビタミンAの過剰摂取に係るリスクアセスメント」です。これは、御承知のようにビタミンAとビタミンEは、脂溶性、油に溶けますので、蓄積されるおそれがあります。あまり採り過ぎると、いわゆる有害反応、副作用も出るおそれもありますので、不足よりも採り過ぎないようにというのが重要なわけでございます。

これについては、どういうふうにすればいいでしょう。武見専門委員は、何か御意見ございますか。

○武見専門委員 今、座長がおっしゃいましたように、不足するよりも過剰がとありますが、国際的にはまだまだ不足の方が問題になっている栄養素だと思います。

実際に、こちらのリスク管理の現状のCにある、日本人の食品摂取基準、これは今年の4月から動いているものですが、その上限量を策定するに当たっては、相当エビデ

ンスの確認が行われてきている。いわゆる論文等での事実確認が行われてきていると思いますので、そういう意味ではその事実がきちっと知らされれば、改めて特に評価を行う必要はないのではないかと考えております。

○富永座長 ありがとうございます。

佐々木委員、どうぞ。

○佐々木専門委員 栄養摂取上からは、今、武見先生がおっしゃられたとおりだと思いますが、今年から飼料添加剤にカンタキサンチンが導入されて、シャケの養殖等に、色づけのためとして使えるようになりましたので、そもそものベースになる食生活から自然に採ることと違う状況になります。いわゆる普通ビタミンAというと野菜ですとか、そういったようなものから採るというふうな一般の頭がありますけれども、それ以外のところで意図的に餌として与えられた動物の肉等は卵から入ってきますので、暴露のところが少し変わってくるのではないかと思います。勿論調べられた実態を教えていただいた上で、飼料添加剤としての評価がされているんですが、どのように対処されて、どのように肉へ蓄積していくかというの也有りますので、それも併せて是非情報提供という形にさせていただければいいと思います。

栄養は栄養、添加剤は添加剤というふうに切り離されて消費者の方に情報が出されますので、それはすべて食料として人の口に入るものですから、それを併せた形で是非情報を提供していただければと思います。

○富永座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○伊藤専門委員 このビタミンAも、17年4月7日の委員会で、緊急に評価する必要性は低いと判断されたとなっております。

それから、先ほどのホルモン剤についても、情報収集等を継続実施中であり、当面評価案件とはせずという結論が出ているんですけれども、このレベルの結論に近いものがある内容について、ここで更に委員会に上げるという形を取る必要があるのかなという思いがあるんですが、その辺はいかがでしょうか。

はっきり申し上げて、世の中どんどん変化しておりますので、今、緊急を要するのは鳥インフルエンザ対策ではないかと思っておりますので、その辺を一考いただければというふうに思います。

○富永座長 わかりました。後で意見を整理しますが、ほかにいろんな意見がございましたどうぞ御遠慮なく。

どうぞ。

○山本専門委員 過剰摂取という問題は、これはもうビタミンAに限らずいろんなことで問題になっているわけですね。過剰摂取による問題と、そもそものそれぞれの成分の安全性の評価という問題は違えて考えないと、若干国民の一部の中に過剰摂取があるから、それで評価しましょうという話をしてしまうと、これはきりがないと思うんです。

ですから、やはりそこは切り離して是非考えていただく必要があろうかと思います。

○富永座長 ありがとうございます。

ほかに、御意見ございますか。ありませんか。

それでは、このビタミンAにつきましては、特に過剰摂取が問題になるわけですが、一方で今後まだ添加されるビタミンAのようなものもございますので、更に情報収集が必要ですが、これまでのところ大体国民健康影響調査から摂取状況もよくわかっておりますし、それから上限も定められておりますので、これまでの情報をきちっと整理しまして、ファクトシートのような形にして、そして一方では更に添加物等。今、佐々木専門委員から御指摘がありましたようなものも情報収集する。将来またデータが明らかになりましたら、ファクトシートを更新するということでもいいんじゃないかと思います。ファクトシート対応でよろしいですか。

それでは、皆さんうなずいておられますので、そういうふうにさせていただきます。

最後の4点目は、臭素酸カリウムのリスクアセスメントです。これは、もともと前回でもほとんど除外してもいいかなと思っていたんですけれども、佐々木委員の方から実際には、現在国内で使っているのは1社のみで、しかもでき上がったパンには臭素酸カリウムがないということはわかっているけれども、今後きちんとモニタリングをしっかりとやってほしいという御指摘でございました。

ですから、モニタリングをやるのは、厚生労働省なり管轄の省庁が行うことでございますので、当食品安全委員会自身がモニタリングをやるわけではありませんので、モニタリングを実施する機関へきちんとモニタリングをしてほしいということだけ伝えておきまして、これまでの今日の資料3の6ページにまとめられたようなことをわかりやすく整理して、ファクトシートの形にして公表すればいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。Q & Aでもいいと思いますけれども、どうぞ。

○佐々木専門委員 事前に資料を送っていただきまして、経過のところを少し調べてみたんですが、1つは「リスク管理の現状等」の「B これまでの経緯」のところで、安全性評価を「薬事・食品衛生審議会」に依頼した結果は、恐らくリスク評価はせずに、分析でモ

モニタリングをして、暴露がないから少々毒があっても入っていないからいいよというような雰囲気では報告されていたかと思います。事実誤認があれば御指摘いただきたいんですが、この年代は勿論まだ「食品安全委員会」が稼働しておりませんし、リスク評価という考え方もない時期でして、今の時点で考えますと、リスク評価をせずにマネージメントで暴露を避けるということでもいいのかなという疑問が1つはあります。せっかく「食品安全委員会」ができたのですから、遺伝障害性発がん性物質であるというように国際機関が決めているものを、最終的に残留しないようにしつつも使用を認めて良いのかと思います。しかも国内では1社のみということで、許可されている基準はパンとして許可されておりますが、使用できるのは食パンのみに限定されていると聞いております。

というのは、食パン以外では残るということを確認しているからと聞いておりまして、そうすると法的にパンに使用できるという許可のままでいいのか。これは勿論マネージメントの問題だと理解しておりますけれども、もし逆に安全性を評価することによって、あるADIが設定できるのであれば、きちんとすべてのパンに使えるという、この法律からいくとすべてのパンに使えるわけですから、そういうことを明らかにしていただきたいですし、もし本当に角型食パン以外がだめであれば法律を変えるべきではないと。角型食パンのみしないと、残ってはいけないと決めている法律を守ることができないパンができ上がってしまうということです。私の疑問は、リスク評価なしにマネージメントのところでいろいろ制限を付けながら売っていくことは、消費者は非常に不安を持っていくと、角型パンだけに本当に使っていないのかなとなります。法律では認められていることがありますので、まずリスク評価をしていただきたい。国際的にリスク評価が認められて残留しないということを担保するのであれば、法的にも角型パンのみというような表現にすべき思います。先ほど座長がおっしゃいました、評価する必要がないのではないかと、極端に言うとそのように受け取ってしまったんですけれども、日本としては評価をしていないはずで。当時、分析法を検査してモニタリングしたときも、ほとんどのパンは出てないんですけれども、それは当然でして、国内では自粛して使ったパンがないから、検出されたのは輸入の冷凍パン生地だったと記憶しておりますが、そのころから分析法も変わっている。

それから、当時使用されていないパンをモニタリングしても出ないのは当たり前という状況の中でリスク評価はしていない、まずはリスク評価をすること、それから、暴露評価から法的な措置が必要ではないかと思います。

不安を持ちながらパンを食べたくない。これは主食ですので、是非安心して食べられるようにしていただければありがたいと思っております。

長くなりまして、済みません。

○富永座長 ありがとうございます。どうぞ。

○山本専門委員 この問題、私は詳しいわけでも何でもなんですけれども、もともとこれの毒性試験が日本で行われたデータだと聞いております。かなり高濃度の投与をしているというデータから、ヨーロッパのイギリス辺りがやめようかということになったので、確かにリスク評価ということが完全にできているかということが問題だと思います。もう一度やるとしたら、これは毒性試験をやり直すことになると思うんです。

問題は、食品添加物というのは、用途的に使う必要があるか、ないかということ自体も考慮に入れるべきだと思うんです。もともと使う必要のないところに入っている可能性があるんじゃないかと疑う必要はないので、別問題として恐らく角型パン以外はそもそも使う目的がないということだろうと思うんです。

これも厚生労働省からの情報を見ても、かなり定期的にきちっと、相当の頻度でモニタリングしていると。ほとんど残留が0.03、もうないという現状があるということからしますと、これは何でもかんでもほかに使うから評価するということではないと思うんです。パン以外はもう使っても効果がないんだということで、恐らく使わないんだと。

この辺りも、大分リスクマネジメント機関からの情報は得ておられますので、もう少し必要でしたら情報をいただいて、ファクトシートとしてきちっと出していくということでもいいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○富永座長 ほかに御意見ございましたら、後で私がまとめます。

どうぞ。

○佐々木専門委員 今の御意見もとてもだと思います。やはり技術が1社の研究でものすごい努力をされたように聞いております。そのことによって担保される、検出されないというパンのつくり方があるのですが、では、ほかのところが簡単に法律で許可されているからつくってみようかなということを思わないとも限りません。

毒性的に再評価することも大変だとは思いますが、一方で遺伝子障害性発がん物質であるという、この国際的な認知はされているわけですから、ではそれをなぜ使うのかという使う理由です。使う必要性があるから使うというのが今の御意見だと思いますので、その理由を明らかに。パンの改良剤だとは思いますが、それからこういうようにしたら残らないんだということを、もう少しわかりやすく見させていただけたらいいと思います。

使っていると言われているメーカーさんのホームページを見ても、この件については一

切情報開示されておられませんので、そういう点を見ましても、もう少しほぼ主食に近いような食品ですので、情報をわかりやすく提供していただけたらと思います。

○富永座長 いろいろ御意見があると思いますが、先ほど佐々木専門委員は、臭素酸カリウムを遺伝子障害性の発がん物質というふうにおっしゃいましたけれども、その辺がはっきりわかるわけではありませんで、これはこの6ページの中の段の(2)にございますように、国際癌研究機関の専門委員会が、人にする発がん性、それぞれの物質がどの程度かということ議論しておりまして、ここでは2B、1というのは明らかな発がん性あり、2はプロパブルですから、疑いがある、多分そうだろうと。2Bというのは、一番緩やかな入口のところございまして、人に対して発がん性があるかもしれない。こういうところにランクされているんです。ですから、それほどはっきりした発がん物質とは人に対して言えないんです。

そういうことも考慮しますと、佐々木委員の御心配もございすけれども、とりあえずこれまでのデータ、情報をまとめて、きちんとした形でファクトシートにしまして、一方その後のモニタリングをやるということで、今さらリスク評価なんて言うかどうかと思うので、そういう形にさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○伊藤専門委員 そういう形でよろしいかと思います。私はステークホルダーのどちら側にもいませんけれども、たまたまメーカーさん代表では、山本さんのところしかいらしていませんので、もし必要であれば委員会で、この1社と言われるところをお呼びいただいて、細かく事情聴取されて、事実関係を確認されてもいいんじゃないかと思います。

以上です。

○富永座長 それは情報収集ですね。

それでは、今、申しましたような形で対応させていただきます。こういう委員会ですから、いろいろな立場の方がおられまして、全く100%同感、合意というわけにはいかないでしょうけれども、私自身としましては、できるだけフェアに両方の意見に耳を傾けながら、皆さんにお諮りしたいと思っております。

それでは、一応前回残っておりました4つの課題につきまして、本日議論を深めまして、ほとんどのものがファクトシートのような形で一応することになりました。

特に食品安全委員会委員長が危惧された、メキシコ、チリ、中国産牛肉等に係るところは、内部でともかく、十分これまでの意見を整理しまして、それからということで改めてここで大々的なガイドライン、指針を公表するという形でないことを確認しておきたいと思います。それでは、今日の最も重要な議事の5番目が終わりました。

次は「(6)平成 17 年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について」でございます。

事務局から御説明ください。

○ 小木津総課長 それでは、残された時間もわずかですので、資料 4 に基づきまして、運営計画の実施状況の中間報告について簡単に御説明させていただきます。

この第 1 というところが、17 年度におきます運営の重点事項でございます。計画的かつ効率的な運営を図るという点に関しまして、計画に基づきまして、右側に実施状況と今後の取組みをまとめておりますけれども、運営計画に基づきまして推進しております。

また、2 番目の、自ら食品健康影響評価を行う案件、これにつきましては、現在も行っていただきましたけれども、「企画専門調査会」において審議していただいております。

また、食品健康影響評価技術研究につきましては、後ほど紹介いたします、7 研究領域において 8 課題を採択して、主体的な取組みをしているところでございます。

3 つ目のボツでございますが、効果的なリスクコミュニケーションの推進、その手法の開発ということでございますが「リスクコミュニケーション専門調査会」におきまして、手法開発のための審議を重ねているところでございます。

また、技術研究の中には、リスクコミュニケーションの在り方等についての研究を実施するという中身も入っております。こういったものを活用していきたいと考えております。

また、国民に対するわかりやすい情報の提供ということで、ホームページの充実、季刊誌の発行等々、特に B S E 問題とか、魚介類等に含まれるメチル水銀などについては、力を注いでいるところでございます。

また、その下でございますが、食品安全関係のデータベース化でございますが、食品安全総合情報システム、これは 16 年度から整備を進めておりますが、本年 6 月 1 日から一部運用を開始しているところでございます。

続きまして、第 2 の運営の全般の点でございますが、「企画専門調査会」の欄に書いてございますように、既に平成 16 年度の運営状況報告について御審議をいただきまして、「食品安全委員会」でもそれを決定しておりますし、自ら評価案件につきましては、今、話がありましたように、9 月 1 日の時点でビタミン A の過剰摂取等 4 案件が残っておったわけでございますが、最終的に今日の御審議によりまして、B S E 関係 1 件が候補として整理されているというふうに理解しております。

続きまして、2 ページでございますが、2 ページ以降各専門調査会の審議状況をまとめ

ております。リスクコミュニケーションにつきましては、手法の開発以外に、食育基本法が通りましたものですから、それについての「食品安全委員会」の役割を審議しているというのが、新たな追加事項でございます。

また「緊急時対応専門調査会」におきましては、食中毒以外の主要な危害要因ごとの個別の緊急時対応マニュアルが必要なのかどうかという点について、検討を重ねているところでございます。

その下は、各専門調査会におけるリスク評価の現状、開催状況を整理したものでございます。

その下の運営状況報告、運営計画の作成の関係は省略させていただきますが、3ページのところにありますように、18年度の運営計画につきましては、来年2月～3月ごろの「企画専門調査会」にお諮りするという段取りを考えております。

また、食品健康影響評価の実施につきましては、自ら評価の案件として整理していただいております、食中毒原因微生物の関係でございますが、こちらの方はリスク評価指針の策定作業を着々と進めているところでございます。

また、こういったガイドライン等を策定するのに資する研究として技術研究がございしますが、7研究領域、8課題を決定しているところでございます。

その下ですが、自ら評価案件、これは先ほど申しましたように、食中毒原因微生物について取り組んでいるところでございます。

その下でございますが、本年度は63品目につきましてリスク管理機関から評価要請を受けまして、既に41品目につきまして評価結果をとりまとめたところです。

4ページでございますが、リスク評価の結果に基づく施策の実施状況につきましては、第3回目の調査を行いまして、先日10月27日に委員会の方に御報告をしたところでございます。

その下が研究領域7領域と8課題の決定した内容を整理しているところでございます。

続きまして、次の5ページにまいります。リスクコミュニケーションの促進につきまして力を注いでいるところでございますが、既にこれまで全国各地で25回の意見交換会を開催しているところでございます。

また、その下の2でございますが、9月16日に全国食品安全連絡会議を開催しております。

また、その下でございますが、17年度食品安全モニターにつきましては、470名の方に依頼をしております、このうち再依頼者が143名おられます。また、モニターの方を対象

に、主要都市でモニター会議を開催しております。

また、その下でございますが、ホームページにつきまして、トピックスなどの充実を図ったり、あるいはファクトシートなどを随時更新したりするということをしております。特に最近では、魚介類等に含まれるメチル水銀の関係のQ & Aなどを提供しているのが目新しいところでございます。

また、6ページにまいります、季刊誌『食品安全』を発行しております。

また、その下でございますが、関係府省との事務調整ということで、リスクコミュニケーション担当会議を開いて、各省との調整を図っているところでございます。

その下でございますが、緊急時対応につきましては、食中毒の関係の緊急時対応実施要項等を整理しているところでございます。引き続き、その他の危害要因のマニュアルについての検討を進めているところでございます。

第6は、情報の収集、提供。これは、後ほど御紹介させていただきますが、総合情報システムを構築しているところでございます。また、国際会議等に参加していただきまして、情報収集を進めているところでございます。

第7として、調査案件を随時進めているところでございます。

簡単ではございますが、平成17年度運営計画の中間報告でございました。

○富永座長 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました、食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告につきまして、何か御質問ございますか。ございませんね。

続きまして、前回の調査会で情報提供に関して検討することについて御提案がございました、「(7)食品安全委員会における情報収集及び提供の流れについて」、時間がなくなってまいりましたけれども、これについて御説明いただきたいと思います。

○境情報・緊急時対応課長 時間が押しておりますので、手短に御説明させていただきます。恐縮ですが、壁に映し出しておりますが、お手元にも同じものが配布されております。小さいものがございますが、そちらも御参照いただきながらお聞きいただければと思います。

前回の宿題ということでございまして「食品安全委員会における情報収集及び提供の流れ」について御説明させていただきます。

(P P)

「情報の収集、整理及び提供等」ということで、まず国内・海外の公的機関、報道機関等からの情報収集・整理。

リスク管理機関との情報共有。

食品安全総合情報システムによる、ホームページを通じた情報提供を行っております。

食の安全ダイヤル、食品安全モニター報告等からの情報提供と対応。

緊急時における情報の収集及び提供。

この５点について御説明させていただきます。

(P P)

まず、国内・海外の公的機関、報道機関からの情報収集・整理でございます、ここにずっと国内・国際的な機関が書いてございます。主にインターネットを活用いたしまして、こういった機関のホームページを毎日チェックいたしまして、情報を集めております。

こういった公的機関のほかに、報道機関のニュースソース、あるいは専門のサイト、そういったものをチェックしながら情報を収集しております。

(P P)

まず、そのように集めました情報につきましては、リスク管理機関、ここが具体的な施策を講じるわけですので、そこと情報の共有、連絡調整を図っております。

随時ですけれども、関係府省情報担当窓口というのを設置しております。我が「食品安全委員会」では、情報・緊急時対応課が窓口になっておりますが、厚生労働省、農林水産省、環境省、こういったところの環境窓口と常に情報を交換し、共有するということで、海外におきましていろんな食品危害が発生した場合も、直ちにこういった情報を供給し、施策を講じるということにしております。

そのほかに、定例会議を行っております、いろんなレベルがございます、局長レベルの連絡会議、これは四半期に１回、それから、課長レベルの幹事会は毎週開いております。それから、課長補佐クラスの担当者会議を月１回。リスコミ担当者会議を月に２回程度開催しております。

(P P)

そのように、得られました情報につきましては、食品安全総合情報システムという形で整理をしまして、情報提供しております。ここにありますように、「食品安全委員会」でリスク評価の審議に関する資料、私どもが集めました情報、関係機関におけるリスク評価に関する資料、それから諸外国におけます食品の危害発生とか対処方法に関する資料、こういったものをデータベース化して、「食品安全委員会」のホームページの食品安全総合情報システムというウェブページに載せておりまして、それを一般国民にインターネットを通じて提供するという形になっております。

(P P)

これは、具体的な検索の仕方ですけれども、簡単に流させていただきますと、「食品安全委員会」のホームページの一番下の方に、この「食品安全総合情報システム」というものがございまして、最初の方はこの利用方法を御覧いただくと、検索はここをクリックしていただくということになります。

(P P)

具体的には、この「公開Webシステム メニュー画面」というものが出てきまして、ここで「データベース横断検索」と今なっておりますが、いろんな検索する項目を選定します。それでこの検索をクリックするわけでございます。

(P P)

横断検索しましたので、その表示が出ているわけでございますけれども、例えばここで「食品安全関係情報、それからファクトシート・Q & A 情報、具体的なキーワードとして「B S E 米国」と入れて、2005 年 4 月 1 日以降というふうに入れます。

(P P)

こういった検索結果一覧画面が出てまいります。ここでは、55 件の項目が選択されたということで、1 件目～10 件目が表示されているということでありまして。ここで「詳細表示」というのをクリックします。

(P P)

こういうように詳細表示画面になりまして、具体的な中身がここに概要として表示されてくるということでありまして、その情報源もこういったところに記載されておるといふ形になっております。

(P P)

そのほかにファクトシート、先ほどから議論になっておりますが、科学的知見に基づく概要書ということでファクトシートをつくっております。本専門調査会でも御議論いただきました、アクリルアミド、Q 熱、トランス脂肪酸、妊婦のアルコール飲料の摂取による胎児への影響、こういったものがファクトシートとして掲載されております。

(P P)

このトランス脂肪酸をクリックしますと、こういうふうなファクトシートと出てきまして、科学的な知見の整理、それからリスク管理措置の状況等について、国内・国外の情報が掲載されるという形になります。

(P P)

「意見交換等」をクリックして選びますと、こういうふうに意見交換会とか、関係団体等の懇談会の開催実績、あるいは食品安全モニターからの報告、それから食の安全ダイアルの相談状況、こういったものが出てくるわけでございます。

(P P)

これは「食の安全ダイアル」のところを選びますと、こういった質問等について、こういった内容説明が出てきます。

(P P)

これは「食の安全ダイアル」に寄せられた質問等について書いておりまして、御質問内容と、それに対する回答の内容がここに書かれております。当然電話等で来た場合、あるいはインターネットで照会があった場合には、当人には当然その場で御説明するとともに、こういった形で回答、Q & Aをつくって公開しております。

(P P)

次は「意見交換等」で「食品安全モニター」、ここにありますように470名の方にモニターになっていただいております、適宜御報告とかアンケートに答えていただいております。

(P P)

これはモニターからの報告ということで、17年5月分を掲げておりますけれども、こういった項目ごとに何件モニター報告があったかという整理がされております。原則、すべての報告された意見の要旨を掲載し、委員会始め、リスク管理機関からも適宜意見等に対するコメントを掲載しております。

(P P)

これは、アンケートに基づく意識調査の結果でございまして、年2回程度こういったアンケート調査結果をこういうグラフにまとめて公表しております。

(P P)

次に、緊急時における情報の収集及び提供ということになります。国内・国外、こういった食中毒が発生いたしますと、まず保健所から都道府県を経由しまして、リスク管理機関であります厚労省、農林水産省の情報連絡窓口に入ります。これが直ちに連絡窓口を通じて、私どもの方にも情報が入るという仕組みになっております。私どもでは、専門家からの情報収集、あるいはインターネット等を通じて国際的な情報収集をすると、そういったものをリスク管理機関と情報交換しながら対応を取るということになっております。

更に委員会に情報を御連絡いたしまして、委員会会合においていろんな評価等を行います。必要に応じて「食品安全担当大臣」に御報告をし、大臣が必要と認められれば関係省庁を集めました緊急対策本部を設置するという形になっております。

そういった評価結果につきましては、リスク管理機関に助言をいたしますとともに、一連の情報につきましてはインターネット等を通じて、あるいはリスコミをやりながら一般国民に情報提供していくという形になります。

これは、鳥インフルエンザの際の対応でございますが、この6月に茨城県で弱毒タイプの高病原性鳥インフルエンザが発生したわけですが、その際に、卵、鶏肉、そういうものの消費に不必要な影響を生じないようにということで、直ちに委員長談話を発表し、こういった形で公表しております。

(P P)

最後のまとめですけれども、情報の収集及び提供ということで、こういったインターネットとか専門家、食品安全モニター等が集めました情報につきましては、リスク管理機関と常に情報窓口で意見交換しながら情報の共有化を図って、速に対応を取ることとあります。そういった結果につきましては、インターネットを通じて、あるいはリスコミを行いながら国民に提供するという対応を取っておることとあります。

以上でございます。

○富永座長 ありがとうございます。パワーポイントを使って大変わかりやすく御説明いただきました。

何か御質問、あるいは御要望ございますか。特に、後ろから2枚目の鳥インフルエンザに関する委員長談話などは新聞に出ましたが、非常に簡潔でタイムリーでよかったと思います。あとのものは、大抵ファクトシート、Q & Aのような形で「食品安全委員会」のホームページにちゃんと出ておりますので、是非またこれまで議論した課題がどういうふうにファクトシートにまとめられているかというのを覗いていただきたいと思います。

それでは、これで大体本日の重要な議題は終わったかと思っておりますけれども、先ほどの4件の課題の扱いに関しまして、4課題のうち2番目の「メキシコ、チリ、中国産牛肉等に係る食品健康影響評価について」、これはこれまでのデータ、情報をまとめた上で今後とも評価に値しますので、委員会に報告しますけれども、その文案につきましては、本日も委員長からいろいろな御質問がございましたので、受け取り拒否にならないように、きちんとした形で慎重に文案を作成しまして、事務局と相談しまして、後で委員会に対する報告にさせていただきたいと思っております。毎回「食品安全委員会」の報告は、決裁してから出

しておりますので、お任せいただけますか。よろしくお願いいたします。

それでは、事務局の方、ほかに何か議題、報告事項等ございますか。

○ 小木津総課長 ありがとうございます。特に追加しての議事はございません。

○ 富永座長 それでは、今後の予定などございましたらどうぞ。

○ 小木津総課長 それでは、次回の「企画専門調査会」でございますが、計画どおり来年の１月ごろに、先ほどのお話にも出てまいりましたけれども、基本的事項のフォローアップということで、これは各省の対応状況なども含めてのフォローアップでございますが、これについて御審議をいただくということになるかと考えております。専門委員の皆様のお都合をお聞きいたしまして、日程を調整いたしまして、具体的な日時が決まりましたら前広に連絡をさせていただきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

○ 富永座長 ありがとうございます。各専門委員の皆様におかれましては、大変御多忙としますので、今回は１月ごろとおっしゃいましたが、日程調整はできるだけ早目をお願いしたいと思います。私ももう１月の前半ぐらいはほとんど詰まっておりますので、日さえ決まりましたらよろしいので、よろしくお願いいたします。

○ 小木津総課長 承知いたしました。

○ 富永座長 それでは、本日はこれにて「企画専門調査会」を終わらせていただきます。御協力どうもありがとうございました。